

感企発 0425 第 2 号
令和 7 年 4 月 25 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 ・ 生 活 衛 生 局
感染症対策部企画・検疫課長
(公 印 省 略)

鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）における検疫対応について

鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）（以下単に「鳥インフルエンザ」という。）に係る検疫対応については、「鳥インフルエンザ A（H 5 N 1 又は H 7 N 9）における検疫対応について」（平成 18 年 10 月 17 日付け健感発第 1017001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にて鳥インフルエンザ患者の発生国に滞在し来航するものについて対応してきたところである。

今般、鳥インフルエンザの流行国の指定については、「検疫法第 2 条第 3 号に規定する検疫感染症のうち鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）の流行国の指定の廃止について」（令和 7 年 4 月 25 日付け感企発 0425 第 1 号健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長通知）により令和 7 年 5 月 31 日をもって廃止することとしたことから、鳥インフルエンザに係る検疫対応について下記のとおり定め、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとしたので、対応に遺漏なきようお願いしたい。

なお、「鳥インフルエンザ A（H 5 N 1 又は H 7 N 9）における検疫対応について」（平成 18 年 10 月 17 日付け健感発第 1017001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は令和 7 年 5 月 31 日をもって廃止する。

記

第 1 基本的事項

1. 定義

（1）要観察例

38℃以上の発熱（解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃未満であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。）及び急性呼吸器症状があり、かつ、以下のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 10 日以内に鳥インフルエンザウイルス（H5N1 又は H7N9）に感染している若しくはその疑いのある鳥類、乳牛（*1）若しくはその他哺乳類又はその死体と、適切な個人防護具の着用（*2）なく直接接触又は 2 メートル以内に接近したことがある者（*3）

イ アの鳥類、乳牛若しくはその他哺乳類の排泄物、未殺菌の乳、生肉又はその加工製品（未殺菌のものに限る。）に直接接触又は摂取した者

ウ 10 日以内に患者（疑われる者を含む。）又は汚染物等との接触した者

なお、上記の（1）の症状及びアからウまでの接触歴を満たさない者であっても、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問又は同法第 13 条の規定に基づく診察等により、症状や接触歴から鳥インフルエンザに感染していることを疑う場合には、要観察例として対応するものとする。

*1：乳牛にあつては乳量低下、食欲減少がみられ、原因が特定されない場合を含む。

*2：防護服、帽子、手袋、N95 マスク、ゴーグルを適切に着用していること（適切な着脱を含む。）。

*3：農場従事者、食鳥処理場従事者、乳運搬業者、と畜場従事者、獣医師等が想定されるがこれに限らない。

（2）健康監視対象者

鳥インフルエンザの感染が疑われる症状がない者のうち、検疫法第 12 条の規定に基づく質問により、（1）のアからウまでのいずれかに該当する者は、同法第 18 条第 2 項の規定に基づき検疫感染症に感染したおそれのある者であつて停留されないものとして、一定期間、健康状態の報告を求める健康監視対象者とする。

2. 質問及び診察

すべての入国者に対し、必要に応じ、検疫法第 12 条の規定に基づく質問及び同法第 13 条の規定に基づく診察を行う。特に、職業、動物との接触歴及び個人防護具の着用等の詳細を可能な限り聴取すること。

診察において要観察例と判断した場合には、検体（咽頭拭い液。医師の判断又は状況に応じて、喀痰又は鼻腔拭い液も採取する。）を採取すること。また、「調査票」（様式 2）の記載を求めるとともに、直ちに報告様式（様式 1）により企画・検疫課並びに対象者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは所在地。以下「居住地等」という。）及び検疫所が所在する都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、当該保健所を設置する市又は特別区。以下「都道府県等」という。）へ報告する。

なお、当該検査の対象者には、感染拡大防止のために検査結果が判明するまで検疫所に留まるよう依頼し、同意を得ること。やむを得ず当該者が検疫所から帰宅する場合は、サージカルマスクを着用させた上で、人混みを避け、可能な限り公共交通機関

を使用しないように指導するとともに、帰宅後においてもできる限り外出を避けるよう説明すること。併せて、検査の結果について、当該者に速やかに連絡できる体制を確保すること。

採取した検体は、P C R法による病原体遺伝子の検出検査（以下「P C R検査」という。）を実施する。P C R検査については、検疫所で実施することが原則であるが、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所まで検体搬送に長時間を必要とする検疫所（支所及び出張所）においては、最寄りの地方衛生研究所に採取した検体のP C R検査を依頼するなど、検査が速やかに実施できる体制を整えること。

採取した検体は、「鳥インフルエンザA（H 5 N 1、H 7 N 9）に係る検査マニュアル（第4版）」（令和元年5月17日付け検疫所業務管理室事務連絡。以下「検査マニュアル」という。）に従い搬送すること。

検査の結果、H 5 又はH 7 亜型の検査結果が陽性の場合については、検査マニュアルに従い、国立健康危機管理研究機構へ確定診断のために検体を送付し、報告様式（様式1）により直ちに企画・検疫課及び都道府県等へ経過報告を行う。また、鳥インフルエンザ疑似症患者として、検体を採取した検疫所の最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市及び特別区にあつては、その長。以下同じ。）に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定による届出を行うこと。あわせて、当該都道府県知事によって当該者の入院措置が適切に行われるよう必要な協力を行うこと。

なお、やむを得ず当該者が検疫所から帰宅をしている場合は、速やかに当該者に検査結果を連絡し自宅等に留まることを要請した上で、居住地等の都道府県等に対し連絡を行うこと。

検査の結果、H 5 又はH 7 亜型の検査結果が陰性であった場合は、健康監視対象者として対応すること。

国立健康危機管理研究機構によるP C R検査により、H 5 N 1 又はH 7 N 9 亜型が検出された場合には、感染症法第12条第1項の規定による患者（確定例）の届出を行うとともに、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地等を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第9条の4で定める事項を通知すること。

当該者が滞在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う指示に従うこと。

3. 健康監視

健康監視対象者と判断された者に対し、「調査票」（様式2）を用いて検疫法第18

条第2項に規定する事項の報告を求め、対象者が感染したおそれのある日から240時間（10日）内において健康監視を実施する期間を決定する。

また、「健康監視対象者用指示書」（様式3）を手渡し、健康監視について説明を行う。

健康監視対象者が発生した場合には、報告様式（様式1）により直ちに企画・検疫課へ報告を行うとともに、報告様式（様式1）により当該者の居住地等を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視の実施期間中においては、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求め又は質問を行い、その結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、検疫法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、鳥インフルエンザの予防上必要な事項を指示すること。また、直ちに企画・検疫課へ報告を行うとともに、当該者の居住地等を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書（様式4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県知事と連携を図ること。

4. 鳥インフルエンザの発生状況に鑑みた対応

海外の鳥インフルエンザの発生状況に鑑み、検疫の強化が必要な場合にあっては、企画・検疫課が別途指示を行い、その指示に基づいて対応すること。

5. 仮検疫済証の交付

要観察例又は健康監視対象者を確認した船舶及び航空機に対し、検疫法第18条第1項の規定に基づき、240時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、除染のための手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官が要観察例と接触する場合には、要観察例にサージカルマスクを着用させるとともに、検疫官はサージカルマスク及び手袋を着用する。また、検体を採取する場合には、N95マスク、手袋、ガウン及びフェイスシールド（ゴーグル）を着用すること。

なお、鳥インフルエンザの患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官で、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となった場合にあっては、当該調査に協力すること。

7. 情報の提供

検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、鳥インフルエンザの外国における発生状況及びその予防の方法について、各空港や港湾の検疫窓口、ブース及び出国ロビーにおいてポスター・リーフレット（別紙1）の掲示等により、積極的に情報提供するよう努め、注意喚起を行うこと。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

外国から来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対し要観察例と疑われる者の有無について確認を求めること。

その結果、要観察例と疑われる者の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めるとともに、必要に応じて機内検疫を行うこと。

なお、機内で要観察例を確認した場合には、同行者及び周辺座席（2メートル以内）の乗客、並びに要観察例に対応した乗員に対し、要観察例が患者と判明した場合に健康監視の対象となることが想定されるため、予め対象者の氏名並びに国内における居所及び連絡先を確認すること。

2. 船舶の検疫

外国を発航し10日以内に来航する全ての船舶については、検疫前の通報（検疫法第17条第2項の規定に基づく無線検疫の申請を含む。）と併せ、鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）追加通報項目（様式5）について回答を求め、回答に「はい」があった場合には、必要に応じて詳細を聴取した上で、船内で鳥インフルエンザの要観察例又は健康監視対象者と疑われる者が確認された場合にあっては、臨船又は着岸検疫を実施する。また、要観察例と疑われる者の乗船が把握できた場合には、適切な予防対策を行うことを要請すること。

なお、客船（貨客船含む。）の検疫については、近年、世界的に鳥類での鳥インフルエンザの感染拡大が認められ、乳牛をはじめとする哺乳類の感染例も多数報告されており、ヒトの曝露機会が増加していることから、当面の間、検疫前の通報において要観察例又は健康監視対象者と疑われる者が確認されなかった場合においても、経過措置対象国一覧（別紙2）に定める国を発航して10日以内に到着する場合には臨船又は着岸検疫を実施し、乗客全員に対しサーモグラフィー等を利用した発熱の確認及び体調不良や接触歴についての自己申告の呼びかけを行うこと。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、鳥インフルエンザの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

1. 様式1：報告様式（企画・検疫課、都道府県等宛て）
2. 様式2：調査票
3. 様式3：健康監視対象者用指示書
4. 様式4：通知書
5. 様式5：鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）追加通報項目
6. 別紙1：ポスター・リーフレット
7. 別紙2：経過措置対象国一覧

{ 企画・検疫課 }
{ 都道府県等 } 御中

〇〇〇検疫所

鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）の患者等の発生について

標記について、下記のとおり鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）の（☐要観察例・☐健康監視対象者）に関する情報を報告します。

記

<対象者について>

〇〇市（区・町）在住（外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載）

国籍：（外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載）

年齢：〇歳

性別：〇性

職業(仕事先)：

住所：

基礎疾患：

国内の移動方法：公共交通機関() 自家用車 航空機(便名：)
その他(具体的に)

<同行者の有無>

<渡航歴>

〇. 〇. 〇～〇. 〇 ●●国

〇. 〇. 〇～〇. 〇 ●●国

〇. 〇. 〇～

<鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）が疑われる患者又は患畜等動物との接触状況>

患者（患畜等動物）との最終接触日時： 〇. 〇. 〇

場所：

過去 1 0 日間の接触内容：

<健康監視期間>

〇年〇月〇日まで

＜症状の経過等（分かる限りで）＞

発症日： ○. ○. ○

現在の症状（分かる限り細かく）

体 温： ℃ (38℃以上の発熱： ☐ 有 ・ ☐ 無)

呼吸器症状 ☐ 有： 咽頭痛 ・ 咳嗽 ・ 呼吸困難 ・ 低酸素血症 ・ その他（ ） ☐ 無

消化器症状 ☐ 有： 下痢 ・ 嘔吐 ・ 腹痛 ・ その他（ ） ☐ 無

発熱・呼吸器症状以外の症状 ☐ 有： 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 全身倦怠感

その他の症状（ ） ☐ 無

＜当該者への指示事項＞

(問診内容、当該者への指示伝達事項について記載)

＜検査実施の有無＞（他に疑われる感染症等の検査結果を含む）

□有 檢 查 開 始 時 間 : ○○:○○

検査結果判明予定時間： ○○：○○

PCR 検査: ☐ 陽性 (亜型:) • ☐ 陰性

☐ 無

＜船舶・航空機の情報＞

船名・便名：

到着港・空港：

發 航 地 :

到着日及び時間：

檢疫開始時間：

乗員・乗客：○名・○○名

座 席 番 号:

調 査 票

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 18 条第 2 項に規定する健康監視及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏 名：		年齢：		☐ 男 ☐ 女	職業：	国籍：
感染したことが疑われる国・地域名：						
接触状況（具体的に）：						
日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）						
住 所	都道府県		区町村			
	電話：		E-Mail：			
本 日 か ら 日 間 の 宿 泊 先 ・ 出 国 予 定	滞在期間		宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日		宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：			
	月 日～ 月 日		宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：			
	月 日～ 月 日		宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：			
	月 日～ 月 日		宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：			
日本出国予定日： 年 月 日 出国空港： 空港 便名：						

この調査票の内容は検疫及び国内の感染症対策の目的以外には使用しません。

なお、検疫法第 36 条第 9 号の規定に基づき、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

検疫時の体温：	℃	解熱剤使用：	無・有	薬剤名：	・	時間前使用
主な症状： ☐ 咳 ☐ その他の呼吸器症状 ☐ 全身倦怠 ☐ その他（ ）						
その他特記事項：						
検疫年月日：	年	月	日	便・船名：		
検 疫 所 名：	担当者名：		調査票番号：			

健康監視対象者用指示書

あなたは、鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）について、検疫法第 18 条第 2 項に規定する健康監視の対象となります。本日から 年 月 日までの間、次の項目を守ってください。

- (1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。
- (2) 毎日 2 回（朝、夕）体温を測り、下記の連絡先に連絡してください。
- (3) 体温が 38℃以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しくなったら、ただちに下記の検疫所に連絡するとともに、検疫所からの連絡を受けた保健所の指示があるまでは、他者への感染のおそれがありますので、絶対に直接医療機関に行かないでください。
- (4) 検疫所からもあなたの体調について、確認の連絡をする場合がありますので正確にご報告ください。

記

連絡先： 厚生労働省

検疫所

電話：

Mail：

調査票番号： _____

注) 検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく健康状態の報告要請です。正確に報告してください。
なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第 36 条第 9 号の規定に基づき 6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

通 知 書

年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長)

殿

検疫所長

下記の鳥インフルエンザ（H 5 N 1 又は H 7 N 9）の健康監視対象者について、検疫法第 1 8 条第 2 項の規定に基づき健康状態の報告を求めているところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名 :	年齢 : ☐ 男 ☐ 女	国籍 :
---------------	---	------

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	国立健康危機管理研究機構 へ確定検査の依頼 : ☐ 済み 結果 : ☐ 陽性 ☐ 陰性 検体番号 :
	入国後 年 月 日の健康状況 体温 °C その他特記事項 :
参 考	当該者の接触者 : ☐ 有り ☐ 無し

当該者の調査票番号 :

鳥インフルエンザ (H5N1又はH7N9) 追加通報項目
Questionnaire on Avian Influenza (H5N1, H7N9)

船舶の名称

Name of ship

本船発信日時

The date and time the vessel confirmed the item

乗員及び乗客の健康状態等について、以下の5つの質問にお答えください。

Please answer following five questions regarding health condition of crews and passengers on board.

- ① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無（発熱があり解熱作用のある薬剤を使用している場合も含む）

Whether or not there is anyone with a fever of 38° C or higher and acute respiratory symptoms (including those who have a fever and are using antipyretic medication)

☐ あり yes ☐ なし no

- ② 10日以内に鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）患者（疑似症患者も含む。）と接触した者の有無

Those who have had contact with a patient (or suspected patient) of avian influenza (H5N1 or H7N9) within the past 10 days

☐ あり yes ☐ なし no

- ③ 10日以内に、病気又は死んだ鳥類と接触したことがある者の有無

Those who have had contact with a sick or dead bird within the past 10 days

☐ あり yes ☐ なし no

- ④ 10日以内に病気又は死んだ乳牛若しくはその他哺乳類と接触したことがある者の有無

Those who have had contact with a sick or dead dairy cow or other mammal within the past 10 days

☐ あり yes ☐ なし no

- ⑤ 10日以内に、鳥インフルエンザに感染した又はその疑いがある鳥類、乳牛若しくはその他哺乳類の排泄物、未殺菌の乳、生肉又はその加工製品（未殺菌のものに限る。）に直接接触又は摂取した者の有無

Those who have had direct contact with or consumed excrement, unpasteurized milk, raw meat, or processed products (unpasteurized only) of birds, dairy cows, or other mammals infected or suspected of being infected with avian influenza within the past 10 days

☐ あり yes ☐ なし no

年 月 日 Date (Month Date Year)

代理店の名称 : Agency

担 当 者 : Person in charge

【重要なお知らせ】

鳥インフルエンザ に感染した
動物（鳥・乳牛など） から
ヒトへの感染 が確認されています

鳥や動物 に近づかないよう
ご注意ください！



- 不用意に動物に近寄らないでください。
- 特に「病気の動物又は死んだ動物」、「感染した動物又は感染の疑いがある動物」、「動物の排泄物等」との接触を避けるようにしてください。
- 積極的に手洗いを行ってください。
- 発熱や咳などインフルエンザ様の症状が出た時は、マスクを着用し、現地の医療機関を受診してください。

<帰国時>

- 発熱や咳などインフルエンザ様の症状がある場合は、検疫所に相談してください。

詳しくは
→ → →

検疫所ホームページ FORTH
<https://www.forth.go.jp>

FORTH 鳥インフルエンザ



厚生労働省 検疫所

鳥インフルエンザに感染した 動物（鳥・乳牛など）から ヒトへの感染が確認されています

発熱や**咳**など、インフルエンザ様の症状
がある方は、検疫官にご相談ください。



○渡航中に、「病気の動物又は死んだ動物」、「感染した動物又は感染の疑いがある動物」、「動物の排泄物等」と接触をした方は申し出てください。

○入国後10日以内に、発熱や咳など、インフルエンザ様の症状が出た時は、渡航先と動物等の接触があったことを告げた上で最寄りの医療機関を受診してください。

詳しくは
→ → →

検疫所ホームページ FORTH
<https://www.forth.go.jp>

FORTH 鳥インフルエンザ



Avian influenza is transmitted to humans from infected animals.

Be careful not to get close to birds or animals.



- **Do not touch animals carelessly.**
- In particular, avoid direct touching **dead or sick animals, animals with confirmed or suspected avian influenza A virus infection and their saliva, mucus, or feces.**
- Practice good hygiene.
- If you develop influenza-like symptoms such as **fever or cough**, wear a mask and see a **local doctor**.

<Upon Return to Japan>

- If you have influenza-like symptoms such as fever or cough, **consult a quarantine station.**

For more information

→ → →

The Quarantine Station
website:FORTH

<https://www.forth.go.jp>

FORTH 鳥インフルエンザ



厚生労働省 検疫所

Avian influenza is transmitted to humans from infected animals.

If you have influenza-like symptoms such as **fever or cough**, notify a quarantine officer.



- Please inform a quarantine officer if you contacted with sick or dead animals, infected or suspected animals, or animal saliva, mucus or feces during your trip.
- When you develop influenza-like symptoms such as fever or cough within 10 days of entering Japan, tell a doctor the place you stayed and the history of contact with animals before visiting the hospital.

For more
information
→ → →

The Quarantine Station
website: FORTH
<https://www.forth.go.jp>

FORTH 鳥インフルエンザ



経過措置対象国一覧

インドネシア
カンボジア
タイ
中国
ベトナム
ミャンマー
バングラデシュ
パキスタン
イラク
トルコ
エジプト
ジブチ
ナイジェリア